

第4次中期事業計画（平成27年度～平成29年度）の概要

1 基本方針

（1）保証利用の推進

中小企業・小規模事業者の実情を的確に把握し、資金繰りの円滑化に寄与するために、金融機関や商工団体との連携強化、企業訪問・経営者との面談等を通じた適時・的確な審査の促進、効果的な広報等を行い、保証利用の推進を図ることとする。

（2）保証審査体制の充実

保証申込に適切に対応するため、個々の状況を踏まえた的確でスピーディな保証審査や徴求書類の簡素化などに努め、利便性の向上を図るとともに、保証後の支援体制の強化を図る。

（3）期中支援の充実・強化

中小企業者の経営力強化に向けた金融と経営支援の一体的な取り組みについては、中小企業円滑化法の終了後においても継続して求められており、金融機関等の支援体制に大きな変化はなく代位弁済の発生は落ち着いた推移を見せているが、保証債務残高に占める条件変更先の割合は依然として高水準で推移していることから、期中支援の充実・強化を図り、経営の安定に支障が生じている事業者への経営支援の取組みを強化するとともに、金融機関と連携を図りながら事業者の実態に即した有効な支援策を講じていくこととする。

（4）経営改善・再生支援の充実・強化

金融機関、県中小企業再生支援協議会等との緊密な連携による支援活動を推進するとともに、当協会主導による経営支援・再生支援に積極的に取組み迅速かつ効果的な再生支援に取組む。

（5）適時・的確な代位弁済の履行

期中管理方針が代位弁済と判断された企業に対しては、早期に代位弁済手続きに着手し、債権保全等適切な措置を講ずるとともに、代弁請求から履行までの進捗管理の徹底を図り、適正かつ効率的な代位弁済履行に努めることとする。

（6）求償権回収の促進

最近の代位弁済に伴い取得する求償権は、不動産担保や第三者保証人の無い求償権の累増、法的措置による債務整理案件の増加などにより質的劣化が進んでいる。

また、既存の求償権についても、担保不動産の売却により無担保化した求償権の増加や債務者等関係人の高齢化など回収環境は年々厳しくなっている。

このため、回収体制の強化を図るとともに、的確な進行管理を徹底し、求償権回収の促進に努める必要がある。

また、保証協会債権回収(株)を活用し、定期回収求償権先の掘り起しと入金管理の徹底を図りながら、効率的かつ効果的に回収の最大化を図る必要がある。

(7) コンプライアンス体制の充実・強化

信用保証協会は、中小企業金融の公的使命と社会的責任を遂行するため、コンプライアンス体制の確立に継続的に取組むことが重要である。

そのため、コンプライアンス・マニュアルに基づき、行動基準の周知徹底による役職員の倫理意識及び遵法意識の向上を図る。

(8) リスク管理体制の強化

業務における事務リスクやシステム障害などの未然防止のため、また、緊急事態においても一定の継続性を確保するため、計画的な内部監査や日頃から研修や訓練等を実施することにより職員の意識を高め、適正な業務運営を図る必要がある。

(9) 人材育成と職場環境への取組み

厳しい経済環境にある中小企業の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するために、人材の育成を積極的に支援していくとともに、職員が協会の目的を共有し、主体的・自発的に協働しながら目標達成していく組織風土の醸成を目指す。

(10) 顧客サービス向上のための取組み

顧客のニーズや要望について、改善等に具体的に取組むとともに、職員の意識改革に努める。

(11) 中・長期的な課題解決に向けた取組み

早期に着手検討すべき問題や将来的な課題について、関係機関と適宜情報交換を行いながら、その課題解決に向けた研究・検討を行う。

2 事業計画

(単位：百万円、%)

項目 年度	平成 27 年度			平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	対前年度 計画比	対前年度 実績比	金額	対前年度 計画比	金額	対前年度 計画比
保証承諾	70,000	93.3	102.9	70,500	100.7	71,000	100.7
保証債務残高	173,000	90.8	96.4	169,000	97.7	166,000	98.2
代位弁済	3,700	92.5	101.7	3,600	97.3	3,600	100.0
実際回収	700	87.5	83.3	650	92.9	650	100.0